

2016 年度夏 L2-Tech 認証 実施要領

1. 事業の目的

「地球一個分」という環境制約の下、大量生産・大量消費型の社会から脱却し、2050 年までに 80%の温室効果ガス排出削減を実現するためには、エネルギー起源二酸化炭素の排出が極めて少ない大胆な低炭素技術の普及・導入を進める必要があります。

本事業では、先導的(Leading)な低炭素技術(Low-carbon Technology) = L2-Tech(エルトーテック)をあらゆる部門において分野別にリスト化・発信し、技術を導入する際の参考として頂くことを通じて、当該技術の普及の強力な推進を目的としています。

2. 事業内容

(1) 事業の概要

日本法人が製造または販売する製品のうち、「2016 年度夏版 L2-Tech 水準表(以下、**L2-Tech 水準表**)」に示す「L2-Tech 水準」を満たすものについて、本制度において設置する審査・認証検討委員会の審査結果に基づき、環境省が認証します。

認証された製品は L2-Tech 水準(CO2 削減効果において最高性能)を満たす製品として、環境省が認証した製品として、環境省が情報発信することにより、普及を強力に推進していきます。また、一部の設備・機器等について認証された製品の環境省事業での活用を検討しています。

(2) 募集対象製品

次の全てを満たす製品を審査の対象とします。公募期間外に申請されたものについては、本認証の対象外とします。

- ① L2-Tech 水準表に掲載されている設備・機器等に該当する製品
- ② 発売済または 2016 年 9 月 30 日までに発売予定の製品
- ③ 国内で製造または販売している製品

(3) 募集対象事業者

対象設備・機器等を製造または販売している日本法人

3. L2-Tech 製品の認証

(1) 審査・認証方法

一般公募により申請者を募集します。申請された製品に対して、審査・認証検討委員会で審査を行い、その結果に基づき環境省が L2-Tech 製品として公表します。

審査は、原則として提出された申請書類に基づく書面審査及びヒアリング審査を実施します。

(2) 審査項目

提出された申請書類の内容について、審査・認証検討委員会による審査を行い、主に以下の項目に基づき総合的に適当と認められたものについて、環境省が認証を行います。

- ①募集対象製品であること。
- ②技術の原理・しくみが科学的に説明可能であること。
- ③申請された製品の性能が、「L2-Tech 水準」と一致している、または「L2-Tech 水準」よりも優れていること。
- ④申請された製品の性能が、L2-Tech 水準表に記載されている計算方法、および試験条件に準拠して算出されたものであること。

(3) 審査・認証結果の通知

認否に関わらず、認証結果通知書を申請者に送付します。否認の場合は、理由を付して通知します。

(4) 認証時期による識別

認証された製品には、審査時点の L2-Tech 水準を識別するための識別情報が付与されます。今回認証された製品は、“L2-Tech 2016 年度夏”として認証され、継続的に「L2-Tech」の名称を使用することが可能です。

4. 公募案内

(1) 申請書類の提出期間

平成 28 年 8 月 2 日(火)～9 月 2 日(金)17 時必着とします。

(2) 申請書類の提出先・問合せ先

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社
パブリックセクター(担当:村上・芳野・伊原・石津)
「平成 28 年度 L2-Tech 認証制度 事務局」
〒100-6390 東京都千代田区丸の内 2-4-1 丸の内ビルディング
TEL:03-6867-8916 (受付時間:平日 9:30～17:30 まで)
E-mail:l2-tech@tohatsu.co.jp

(3) 申請書類の提出方法

公募開始の平成 28 年 8 月 2 日(火)以降に、別添「資料 2:2016 年度夏 L2-Tech 認証 申請資料」に必要事項を記入、押印の上、必要書類とともに **Excel・PDF 等で電子化し上記の提出先に電子メールで送信してください。**(提出書類において、電子化が困難な資料等を含む場合、または合計容量が 30MB を超える場合は、個別に事務局までご相談ください。)

※メールで送信する際の件名は、「【貴法人名】2016 年度夏 L2-Tech 認証申請」としてごさい。

※申請のメールを送付いただいた後、事務局から送付する「受領確認メール」をもって申請完了となります。数日経っても「受領確認メール」が届かない場合は、事務局まで電話でお問い合わせください。

(4) 提出書類

申請者は、以下の申請書類を申請受付期間中に提出してください。原則として一度提出された書類の変更は受け付けません。ご提出いただいた申請書類は、審査のみに使用します。

申請書類を提出いただく際には、「通常申請」、または「簡易申請（一定の条件の下で一部の書類提出が免除される申請）」のいずれかの方法を選択していただき、適切な書類を提出していただく必要があります。「簡易申請」の条件（詳細後述）を満たす製品については、「簡易申請」用の書類を提出してください。

なお、申請書の作成にあたっては、各作成ガイドを参照してください。また、提出書類の記載内容に虚偽が判明した場合は、「L2-Tech 認証制度 実施規則」に基づき、認証の取消等を行います。

<通常申請>

①申請資料

以下の申請資料に必要事項を記入した上で、提出してください。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| イ) 申請書(通常申請用) | 【様式 1】※必須 |
| ロ) 申請製品リスト(共通) | 【様式 2】※必須 |
| ハ) 申請用チェックリスト(通常申請用) | 【様式 3】※必須 |
| ニ) 申請内容に関する誓約書 | 【別紙 1】※必要に応じて提出 |
| ホ) 派生型番に関する誓約書 | 【別紙 2】※必要に応じて提出 |

②確認資料

以下の A～C の確認資料を申請する製品ごとに提出してください。提出いただく資料は、原則として申請者の WEB ページにおいて広く公表されている必要があります。（該当資料が確認できる URL を様式 2 の所定欄に記入いただく必要があります。）

WEB ページにおいて広く公表されている資料が用意できない申請者は、下記の 3 つの条件を満たす資料について、適当と認められた場合に限り確認資料として受け付ける場合がありますので、個別に事務局までお問い合わせください。（別途事務局からお送りする誓約書の提出が必要となります。）

- 社として合意された情報が掲載された資料であること。
- 申請者が、第三者からの問い合わせや依頼に対して、例外なく提供していること。

- ▶ 第三者が本資料を入手するための連絡先(窓口)が、申請者の WEB ページやカタログに掲載されており、容易に特定できること。

A) 商用化確認資料 ※必須

発売済であることまたは 9 月 30 日までに発売予定の製品であることを確認できる資料

※上記を示す資料の提出が困難な場合は、【別紙 1】に必要事項を記入の上、提出いただく必要があります。

B) 性能確認資料 ※必須

申請した製品の性能、計算方法、および試験条件が明記されている資料

※性能確認資料に、計算方法、試験条件のいずれか、またはその両者が記載されていない場合は、【別紙 1】に必要事項を記入の上、提出いただく必要があります。

※L2-Tech 水準表の「L2-Tech 水準」に“*(アスタリスク)”が付与されているクラスは、計算方法、試験条件が準拠した試験結果報告書(品質管理担当者の押印または記名、および試験日の記載有)の提出も受け付けます。

C) 原理・しくみ確認資料 ※必須

L2-Tech 水準表に記載されている「原理・しくみ」を確認・判別可能な資料

なお、一つの申請製品、または複数の申請製品に対して確認資料が同じ(例:同じカタログ内で A)から C)を確認することができる資料 等)である場合は、その共通化(複数の確認資料を一つの資料として提出すること)を認めます。

また、派生型番*の製品の申請に限り、確認資料の提出は不要です。ただし、【別紙 2】に必要事項を記入の上、提出いただく必要があります。

* 派生型番:親型番(当該製品の中で、標準的または一般的な仕様であるもの)とクラス及び性能が同一である製品(例:色違い)

<簡易申請>

2016 年度夏 L2-Tech 認証より、一定の要件を満たす製品に対し、申請における一部の書類の提出を免除します。なお、簡易申請の対象となり得るクラス(条件・能力)には「L2-Tech 水準表」の認証対象欄に”●”が記載されています。

①申請資料

以下の申請資料に必要事項を記入した上で、提出してください。(【別紙 1】は提出を免除します。)

- イ) 申請書(簡易申請用) 【様式 1】※必須
- ロ) 申請製品リスト(共通) 【様式 2】※必須
 ※「商用化」～「問合せ先」の情報は記入不要(ただし、問合せ先は変更があった場合のみ記入)
- ハ) 申請用チェックリスト(簡易申請用) 【様式 3】※必須
- ニ) 派生型番に関する誓約書 【別紙 2】※必要に応じて提出
 ※親型番が簡易申請対象製品である派生型番を新規に申請する場合のみ提出

②確認資料
提出を免除します。

簡易申請の要件

下記の 3 要件を全て満たす製品については、「簡易申請」が可能です。

- ①認証済み製品であること
今回申請を行う製品の型番が、2015 年度冬版認証製品一覧に掲載されていること。
- ②クラス・指標に変更がないこと
「2016 年度夏版 L2-Tech 水準表」における該当製品のクラス(条件・能力)および指標が「2015 年度冬版 L2-Tech 水準表」から変更がないこと。
- ③性能が水準と一致/優れていること
「2016 年度夏版 L2-Tech 水準表」の L2-Tech 水準よりも該当製品の性能が一致または優れていること。

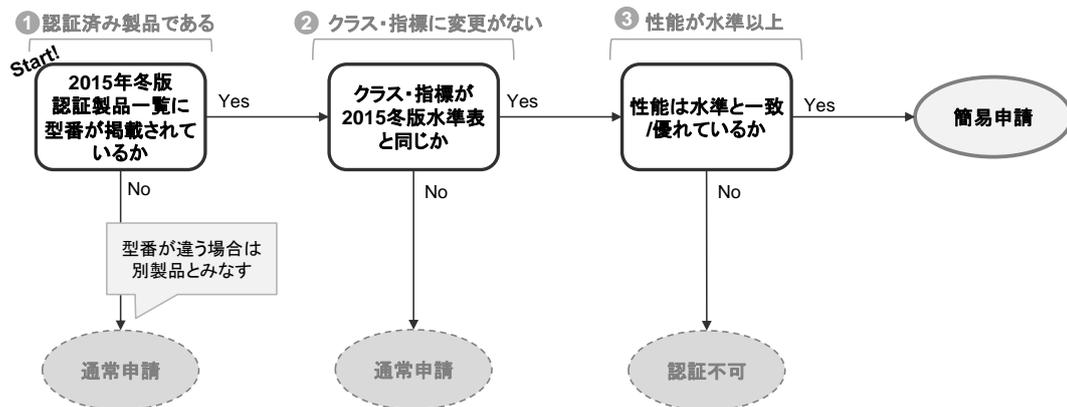


図 1 簡易申請対象製品のフローチャート

5. 留意事項等

(1) 公表

L2-Tech 製品については、環境省ホームページにおいて、上記 4. (4)「①申請資料」に記載された情報を公表します。また、併せて記者発表を行う場合があります。なお、当該事業者の財産管理上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある情報については、原則公表しません。

(2) 「L2-Tech」の名称の使用等に当たっての遵守事項

今回認証される製品は、「L2-Tech 認証制度実施規則(別紙)「L2-Tech」の名称使用に関する規則」の遵守事項が適用されますので、ご注意ください。

(3) 認証の取消等

次のいずれかに該当する場合には、当該製品に対し、認証の取消し、「L2-Tech」の名称の使用または認証製品の公表の中止を行うことがあります。

- ①上記(2)で定める運営規則を遵守しない者に対し、注意喚起を行っているにもかかわらず、改善が見られない場合
- ②申請内容の虚偽、その他法令等に違反したことが判明した場合
- ③重大な公序良俗違反、その他の L2-Tech 認証制度の信用を損ねる恐れのある行為が認められた場合

(4) 情報の取扱いについて

提出された申請書類は機密情報として取扱い、本審査・認証関係者以外への開示は行いません。